

## 日本獣医生命科学大学における実験動物の飼育施設、飼養保管 及び動物実験に関するマニュアル

1. このマニュアルは、日本獣医生命科学大学動物実験規程第27条に基づき、実験動物の飼育施設、飼養保管及び動物実験に関する必要な事項を定めることを目的とする。
2. 実験動物飼育施設の構造・設備等は、次のとおりとする。
  - (1)外部からの野生動物及びハエ、蚊等の害虫の侵入を防ぐための構造と強度を有すること。
  - (2)実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、外部との連結箇所のドアは二重若しくはネズミ返しを設けること。
  - (3)動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、実験動物に過剰なストレスがかからない広さと温度、湿度、換気、照度等が保たれる構造及び空調設備を備えていること。
  - (4)臭気、騒音対策に必要な構造及び廃棄物の保管に必要な設備を設けること。
3. 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。
4. 実験動物の飼養及び保管は、次のとおりとする。
  - (1)実験動物を飼養及び保管する施設又は研究室には実験動物管理者を置き、実験動物の飼育及び動物実験等の実施には、委員会への登録及び申請を必要とする。
  - (2)実験動物管理者及び飼養者は、協力して適切な施設設備の維持管理に務めるとともに、実験動物の習性及び福祉を考慮して当該実験動物に固有の生理、生態、習性が発揮され、ストレスをできる限り抑えることを目標に実験動物を飼養又は保管する。
  - (3)異種又は複数の実験動物を同一の施設等で飼養又は保管する場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行う。
  - (4)飼養者は、実験動物の健康及び安全の保持のため、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌及び給水を行う。
  - (5)実験動物管理者、実施者及び飼養者は、実験中の動物については勿論のこと、搬入から搬出に至るまでの全ての期間にわたってその状態を詳細に観察し、適切な処置を施すとともに、動物実験等の目的と無関係に傷害あるいは疾病にかかることを予防するための健康管理を行い、実験動物等の検疫・隔離並びに微生物モニタリングを実施する。
  - (6)ケージ等の飼育機材には、次に掲げる事項に関して配慮する。
    - ア 動物種に応じた逸走防止の構造と強度を有すること。
    - イ 個々の実験動物が容易に摂餌・摂水できること。
    - ウ 排尿、排糞及び自然な姿勢が維持できること。
    - エ 動物種固有の習性に応じて、実験動物自身を清潔で乾燥した状態に保てること。
    - オ 動物種に特有な習性に応じた動物間の社会的接触と序列の形成が可能であること。
    - カ 実験動物にとって安全であること。
    - キ できるだけ実験動物の行動を妨げずに観察できること。
    - ク 給餌・給水作業及び給餌・給水器の交換が容易であること。
    - ケ 洗浄、消毒あるいは滅菌等の作業が容易な構造で、それに耐える材料であること。
    - コ ケージ交換は床敷等の必要性及びその材質や交換頻度を考慮して定期的に行うこと。
5. 動物実験等に従事する全ての者（実施者、責任者、実験動物管理者及び飼養者）は、

2年毎に委員会の講習会を受講しなければならない。

6. 動物実験審査請求書及び動物実験計画書(以下「計画書」という。)の提出、審査等は、次のとおりとする。
  - (1) 責任者は、委員会が指定する書類に従って審査請求書及び計画書(様式1、2)を作成し、学長宛に申請する。但し、責任者は本学の専任教員でなくてはならない。
  - (2) 委員会は、学長より諮問された計画書を審議し、その結果を文書により学長に報告する。
  - (3) 学長は、計画書の承認、又は却下について、責任者に通知する。
  - (4) 委員会は、必要があれば、計画内容の変更を含めた適切な指導を行うものとする。
  - (5) 責任者は、審議結果に異議があるときは、再審査を求めることができる。
  - (6) 責任者は、計画書の承認を得た後に動物実験等を開始することができる。
  - (7) 計画書の有効期限は、承認年度の末日(3月31日)を上限(最長期間)とする。但し、履修科目の学生実習の計画書の有効期限は、承認年度の翌年度の末日(3月31日)を上限(最長期間)とする。
7. 実験動物証明書の交付は、次のとおりとする。
  - (1) 責任者等が研究成果の公表に際して、実施した動物実験等が学長の承認を得ていることを明示する場合には、学長より証明書の交付を受けることができる。
  - (2) 責任者は、証明書交付申請に当たり、証明書交付願(様式3)に、既に審査を受けた計画書の写し及び実験報告書を添付し委員会に提出するものとする。
  - (3) 委員会は、提出書類の内容を精査の上、証明書を交付するものとする。
8. 安全上特に注意を払う必要がある動物実験等に係る開始までの手続き等は、次のとおりとする。
  - (1) 物理的、化学的若しくは病原体を取扱う動物実験(感染実験)等又は人の安全、健康、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、病原体等安全管理委員会に申請を行い実験の許可を受ける必要がある。また、実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払う。
  - (2) 遺伝子組換え動物の使用に当たっては、学校法人日本医科大学組換えDNA実験安全委員会(以下「DNA委員会」という。)の承認を受けた後、委員会の許可を得る。
  - (3) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)で規定された生物を扱う等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、既に定められている法律、規則等を遵守し、人の安全を確保し、飼育環境や動物の汚染によって実験計画の信頼性が損なわれないよう十分配慮する。なお、移動の際には逸走を防止し、実験施設内外の汚染防止については、施設、設備の状況を踏まえつつ特に注意を払う必要がある。
9. 動物の購入等については、次のとおりとする。
  - (1) 購入可能な動物はマウス・ラットについてはSPF(specific pathogen free)動物を原則とする。
  - (2) 責任者は、実施者に対して必要に応じて健康診断書の提出、伝染病その他疾病の検疫等の実施について指導、監督する。
10. 動物実験等は、原則として次のとおり実施する。
  - (1) 実施者は、実験の実施に当たり、実験動物にできる限り苦痛を与えないよう麻酔薬の投与、保管等に留意するとともに、実験動物の状態を定期的に観察し、必要に応じ適切に処置を講じなければならない。
  - (2) 実施者は、計画書に記載された以外の予期せぬ苦痛を与える可能性が生じた場合、委員会に報告し、委員会の判断を求めるものとする。
  - (3) 実施者は、感染実験等、苦痛度の高い実験を行う場合、実験動物を苦痛から開放するため、人道的エンドポイントを設定し、状況により倫理的観点から実験を中止するも

のとする。

(4)実施者は、安全上特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する場合は、施設・設備の保持及び検疫を実施し、実験動物の健康保持に努めるものとする。

1 1. 動物実験等が終了若しくは中止した場合の実験動物の処分について、次のとおり取扱うものとする。

(1)実施者は、致死量以上の麻酔薬の投与、又は頸椎脱臼等によって実験動物にできる限り苦痛を与えないよう配慮する。

(2)実施者は、安楽死処置を行う場合、動物の処分方法に関する指針（平成7年7月4日総理府告示第40号）に従うほか、国際ガイドラインにも配慮し、必要に応じて実験動物の専門家に助言・指導を求めるものとする。

(3)実験動物の死体は、適正なビニール袋に入れ、動物実験施設ごとに指定された場所に冷凍保存し、処理業者に引き渡す。

1 2. このマニュアルの改廃は、動物実験委員会の議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

このマニュアルは、平成23年10月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和元年5月1日から施行する。